

告示

埼玉県告示第八百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり廃止の届出があった。

令和元年十二月二十七日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	医療法人社団東光 会 戸田中央リハ ビリテーション病 院	
所在地	戸田市本町一 一四一	
サービスの種類	訪問リハビリテ ーション	居宅療養管理指導
	介護予防訪問リハ ビリテーション	介護予防居宅療養 管理指導
廃止年月日	令和元年十月三十 一日	居宅療養管理指導
	令和元年八月三十 一日	介護予防居宅療養 管理指導
山川医院	所沢市小手指町 一〇一六	

ケアセンターふくしのまち深谷	春日部ロイヤル訪問看護ステーション	有限会社 イデ薬局	薬局トモズ 小手指店	向陽歯科医院	川角歯科医院
深谷市岡部二〇一六―一	春日部市藤塚二六二二―二	入間市河原町五―一四	所沢市小手指町三―二一―二小手指ハイツS棟	所沢市緑町四―三六―四	入間郡毛呂山町川角四六三―一
居宅介護支援	居宅介護支援	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導	介護予防居宅療養管理指導	居宅療養管理指導
平成二十六年六月三十日	平成二十二年四月十一日	令和元年十月三十一日	平成三十一年三月二十一日	令和元年十月三十一日	平成三十一年一月三十一日